

【原告第17準備書面の要旨】

(はじめに)

原告は、原告第15準備書面の(その1)～(その4)において、被告らの原子力災害対策上の責任に関する主張・立証を行ったが、本準備書面においては、その主張・立証を補充した上で、その総括を行う。

第1章 原告第15準備書面の補充

第1 全般に関する補充

1 公衆の線量限度としての実効線量を「1年間(略)につき1ミリシーベルト」(以下「1mSv/y」という。)と定めた「告示」の法的な意味及び効果について

(1) 「告示」の法的意義・科学論争を法的に決着させたもの

- ① 被告国は、ICRP1990年勧告の国内法への導入に伴い、上記の線量限度に関する「告示」を改定して、公衆の線量限度を実効線量1mSv/yとした。
- ② 同勧告は、低線量被ばくの健康影響に関しては、科学専門家等の間において肯定説、否定説、「LNT仮説」等種々の見解が存在する中で、公衆に線量限度を超える被ばくをさせることは社会から受忍されない、すなわち許容されず違法となるという考え方を採用し、被告国も、その考え方に基づいて、告示を上記のとおり改定したものである。
- ③ したがって、低線量被ばくのリスクに関する上記の科学論争を、「告示」改定によって法的に決着させたものであり、かつ、「原子力災害」該当性判断の法的な判断基準としての数値が、公衆の線量限度「実効線量1mSv/y」であるこ

とを明らかにしたものである。

(2) 告示の法的効果

告示の上記の法的意義からして、その法的効果が、避難等指示や食品規制等の要否、避難生活支援の要否、健康診断の要否、損害賠償の要否等の応急対策の要否を、この「告示」の数値を基準に判断すべきこととなるのは自明の理である。

(3) 「1 mSv/yの権利性」を否定する主要な考え方への反論

ア 被告国が作出する「低線量被ばく安全神話」について

被告国は、100 mSv以下の被ばくリスクは無視できるとして「低線量被ばく安全神話」を作出して、告示の法的意義を否定している。しかし、被告国は、如何に低線量被ばくの人体への影響について否定説を強調しても、告示を改正しない限り、告示の法的意義・効果を否定することができないことは、法令の基本的な理解からして当然のことである。

イ 本件事故に係る損害賠償訴訟についての各地裁判決について

現在までに、相当数の地方裁判所において、本件事故に係る損害賠償訴訟について判決が言い渡されており、その中には以下のような判決例があるが、「告示」の上記のような法的な意義・効果を正当に判断しない判決である。

① 避難の合理性判断を、「告示」抜きに「LNTモデル」を基に判断している例

② ICRP 2007年勧告が、緊急時等には「介入」規制である被告国の避難指示等が、「行為」規制である「告示」に優先するかのように正当でない判断をしている例

③ 本件事故当時には、公衆被ばく限度を直接定める法令としては炉規法上の「告示」が存在したのに、「公衆被ばく限度

を直接定める法令は存在しなかった」と正当でない判示している例

2 被告らには、応急対策上、「高度の注意義務」が課されていることについて

(1) 「高度の注意義務」の意義

ア 「高度の注意義務」の意義については、既に原告は、原告第12準備書面において詳述してあるとおりであるが、その要点は、予見義務については、たとえ不確実な予測であっても「その疑いが科学的根拠をもって否定されない」程度の合理的な根拠のある予測であれば、発生するというものである。

イ 1999年に発生したJCO事故についての調査委員会の報告書は、原子力の開発利用全般について次のように指摘しているが、これも、「高度の注意義務」遵守への転回を指摘したものである。

① 重要なことは、確率は低くとも事故は起こりうるものとして、それが大きな被害をもたらさないように事前に適切な手段が講じられており、それらが相まって事故の総合的リスクを許容しうるレベルにまで低減することである。

② このことは「絶対安全」から「リスクを基準とする安全の評価」への意識の転回を求めるものである。

(2) 被告らに応急対策上課される「高度の注意義務」については、例えば次のような例がある。

① 確実には予測できない原子力災害の発生及び拡大の緊急事態下における、被災住民に対する迅速、適切な情報伝達、避難指示等の救護対策の実施

- ② 放射線被ばくの人体への影響が科学的に未解明な状況にある中での、被ばくした住民に対する適切な健康管理の実施

3 原子力災害に関する国と自治体の関係について

(1) 東京大学大学院法学政治学研究科教授金井利之は、その著書『原発と自治体 核害とどう向き合うか』において、国と自治体との基本的な関係を踏まえて、「国まかせでは住民の安全は守れない」として、本件原発事故につき国が原災法上の役割（責務）を果たさない場合、被災自治体・住民に深刻な一次被害に加えてさらに深刻な二次被害が発生するとして、自治体の役割の重要性と苦渋の選択を迫られる困難な実状を体系的、論理的に分かり易く解明している。

(2) 例えば同著書は、被災自治体が被告国の不適切な対応により困難な状況に陥る実状を、下記のような観点から解き明かしており、双葉町長であった原告が、本件事故における被告国の違法な対応によって受けた町長失職等の二次被害も、かかる観点から正しく認識する必要がある。

ア 「核害」という視点から捉える。

- ① 食品公害、薬害、鉱害などを含む広義公害事件に、さらに、原子力災害という「核害」が公害に加わった。
- ② 地域的に展開される公害事件に最も先鋭的に接するのが地元自治体

イ 被災の範囲について、国の認定と自治体の判断が異なるという視点から捉える。

- ① 当該苛酷事故の状況や地形・気象に応じて予測・調査ができない場合に、一方は予防的に広めに圏域を設定するスタン

ス、他方は確実と思われる範囲で限定的に狭めに圏域を設定するスタンス

- ② アメリカ政府は前者であり80キロメートル圏域を設定し、日本政府は後者であり、30キロメートル圏域を設定した。

ウ 「補完性の原理」と「逆補完性の原理」という観点から捉える。

- ① 「補完性の原理」・・・小さな単位でできることは小さな単位で対処し、それができない場合には、より大きな単位での対処によって補完するという考え方であり、住民を出発点に位置付ける（「住民→市町村→県→国」）

- ② 「逆補完性の原理」・・・「補完性の原理」とは正反対の補完の考え方（「国→県→市町村→住民」）。したがって、「国ができないことを自治体ができるはずがない」という予断に陥ってはならない。

エ 国等が核害に関し種々の「安全神話」を形成するという観点から捉える。

・被告国が、あらゆる被ばくに関する規制等において、連鎖的に多種多様な「安全神話」を形成する場合がある。

第2 被告らの事前準備段階における責任について

被告国は、平成22年10月20日～21日に、政府主催の菅総理（当時）参加の下で、平成22年度原子力総合防災訓練を実施しているのので、以下のとおり、その概要並びに本件事故当時の総理大臣及び国災害対策本部長としての責任を明らかにする。

1 総理大臣官邸における訓練状況

菅総理大臣は、この訓練において、総理大臣及び原子力災害対

策本部長として、以下のような責務が課されていることを適切に認識できていた

- ① 経済産業大臣から提出を受けた公示案、指示案に基づいて、直ちに原子力緊急事態宣言を行い、緊急事態応急対策を講ずべき地域を公示する。
 - ② 関係省庁、および原子力安全委員会において迅速に専門家、医療関係者を含む職員等を現地に派遣する等して、現地対策本部の体制を緊急に構築する。
 - ③ 住民の安全確保を最優先に、事態の一刻も早い収拾をはかることが必要であり、そのために「関係省庁、現地関係者の緊密な連携」が必要であり、直ちに原子力災害合同対策協議会を開催する。
- 2 しかるに、菅総理は、この訓練から僅か5カ月に足りない時期に発生した本件事故において、この訓練通りの責務を全く果たさなかったことは、既に詳述してあるとおりである。

3 影響

菅総理が上記訓練時に確認した自らの責務を、本件事故当時に訓練どおりに遵守していれば、迅速・適切に避難指示が発出されて、原告の被ばくは回避できたことは明らかである。

第3 被告らの第1期（原告が双葉町に残留していた期間）及び第2期（原告が川俣町に避難していた期間）における被ばく回避上の責任について

- 1 被告らには、被ばく回避上、「高度の注意義務」が課されてい

たことについて

(1) 原子力災害対応としての被ばく回避対策は、放射線との戦いであるが、放射線は人間の五感で感じるできないという特殊性を有する上に、人体への影響についても、未解明の部分が多いとされている。

しかも、原子炉事故による原子炉からの放射性物質の放出・拡散状況についての予測は、気象状況等不確実な事象に大きく左右されるために、本質的に不確実性に満ちているなかでの予測である。

したがって、応急対策は、基本的に、「不確実な事象」への合理的対応を可能とする「高度の注意義務」の観点抜きには成り立たない。

(2) 被告らの第1期及び第2期における応急対策上の責任の要点は、別記のとおりであり、いずれも「高度の注意義務」を怠ったことによるものである。

2 本件事故発生直後の緊急事態下における経済産業省及び原子力安全・保安院の実像

(1) 朝日新聞（2018年3月18日朝刊）報道の要旨

本件事故発生直後の平成23年3月15日、当時の松永経済産業事務次官が、迅速、適切な緊急事態応急対策の実施に組織を挙げて全力を尽くすべき責務を担う原子力安全・保安院に対し、以下のとおり、その責務を否定する指示を出していた事実を報道した。

① 原発事故の最中の2011年3月15日、保安院寺坂信昭院長らが、経産事務次官室に状況報告のために入った。保安

院のある幹部が説明を始めると、次官の松永和夫から、「再稼働を考えるのが保安院の仕事だ」といって、福島以外の原発を動かし続けられるよう「緊急安全対策」の作成を指示された。保安院幹部はあつけにとられた。躊躇する幹部に対し、松永は、別の保安院幹部に依頼することを告げた。

- ② 寺坂信昭院長は、翌16日に、原発を動かすための「緊急安全対策」の策定を保安院の黒木慎一審議官（当時）に指示し、黒木氏は、寺坂信昭院長から指示を受け後の18日から保安院に戻って本格的に対策を練り始めた。

(2) 上記報道により認められる経済産業省及び保安院の実態

- ① 保安院の黒木審議官は、事故直後の3月11日、国現地対策本部の事務局長として、同本部長の池田経済産業副大臣とともに現地のオフサイトセンターに入り、以後、任務に就いていた。
- ② 上記報道は、経済産業省事務方の最高幹部である松永次官が、被災現場が深刻な緊急事態下にある最中において、国現地対策本部の事務局長として枢要な役割を担っていた人物を、突如、原発再稼働のための「緊急安全対策」の作成に専従させるという暴挙を行っていたことを明らかにしたものである。
- ③ そして、松永次官の上記指示が出された3月15日というのは、双葉町長であった原告が、町災害対策本部長として、避難先の川俣町において、被告らから何の情報伝達もない中で、被ばくの恐怖に怯えつつ双葉町住民の避難対策等に不眠不休の職務執行を余儀なくされていた時期である。
- ④ 被告国は、被災自治体である双葉町及び住民を、被ばくか

ら救護する責務を放棄し、見捨てたと解する以外にない。

第4 被告らの第3期（原告が川俣町から埼玉県に再避難した後現在までの期間）における長期避難者に対する支援上の責任について

1 支援全般が、誤った「低線量被ばく安全神話」を前提とした支援となっていることについて

(1) 被告国の「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」の報告書は、「放射線のリスク」と「喫煙、飲酒、肥満、運動不足、塩分の取りすぎや野菜不足のリスク」とを比較して、前者のリスクは後者のリスクより低いとして、低線量被ばくは無視していいほど小さいかのごとく記述している。そして、被告国は、これに大きく依拠して「低線量被ばく安全神話」を作出し、これを前提にした誤った避難支援を全般的に実施している。

(2) 一方、農水省ホームページには、「リスク比較のための指針」として、最高の第1ランクから最低の第5ランクまでの指針が掲載されている。

そして、最低の第5ランクのリスク比較は、「通常許容できない - 格別な注意が必要」とされていて、その例として、「関係のないリスクの比較（例えば、喫煙、車の運転、落雷）」が戒めとして掲げられている。

(3) すると、同報告書の上記の比較は、被告国（農水省）自身が示しているリスク比較上の戒めさえ無視した比較であって、被告国は、「低線量安全神話」を作出するためには、自らが課していたリスク比較上の戒めさえ公然と無視して恥じない状況に陥っているということになる。

2 子ども・被災者支援法の形骸化とチェルノブイリ法について

(1) 子ども・被災者支援法の形骸化

- ① 平成24年6月に制定された子ども・被災者支援法は、衆議院チェルノブイリ報告書が報告するチェルノブイリ法による被災者支援の実状等を参考にしたもので、その掲げる避難者支援の目的、基本理念、支援項目等は、本件事故の甚大性を直視した適切なものであった。
- ② そして、同法の定める「支援対象地域」は、「その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域をいう。」と規定されていたのであるから、我が国の既述の「告示」に基づき、公衆の被ばく線量限度である「実効線量 1 mSv/y 」を超える地域とするのが当然であった。
- ③ しかし、同法が被告国に策定を委ねた「基本方針」において、被告国が、「一定の基準」としての数値を定めずに、既に被告国が避難指示の基準とした 20 mSv/y を堅持し続けることとし、その結果、同法は、全く形骸化されてしまったのである。法に明記されて確実に守られるべきこととなっている「住民の安全」でさえ、かくも平然と蹂躪する被告国の責任は、重大である。

(2) 子ども・被災者支援法が参考にしたチェルノブイリ法の概要

「チェルノブイリ原子力発電所事故により放射性物質で汚染された地域の法制度に関するウクライナ国家法」等によれば、支援の対象となる区域は次のとおりであり、それぞれの区域に応じた適切で手厚い支援がなされている。

- ① 実効線量当量が年 5.0 ミリシーベルトを越える地域・・・無

条件（強制）移住区域

- ② 実効線量当量が年1.0ミリシーベルトを越える地域・・・保証された自発的移住区域として、住民は自発的に移住できる権利が認められる。
- ④ 実効線量当量が年0.5ミリシーベルトを越える地域・・・放射線モニタリング強化区域

3 福島県民健康調査について

(1) 被ばく者に対する健康調査のあり方について

ア 本件事故における被ばくの健康影響については、その不確実性に適切に対応するためには、「高度の注意義務」の観点から、次のような健康調査が不可欠であることとなる。

- ① 対象者の範囲・・・1 m S v / y 超の被ばくをした可能性を否定できない被ばく者全員
- ② 検査項目の範囲・・・甲状腺がんのみに限定せず、広く発症の可能性を否定できない健康障害全般を検査項目とする。
- ③ 検査期間・・・低線量被ばくによる発症が晩発性障害とされているところから、長期継続が不可欠である。
- ④ 検査結果の有効活用・・・被ばく者自身が、自己の健康管理に資するために有効活用できるようにする。

イ 過去における健康調査の実例としてのJCO事故における健康調査が存在しているが、この健康調査は1 m S v / y を越える者全員を調査対象にしているなど、概ね上記のあり方に沿ったものとして継続的に実施されて現在に至っている。

(2) 福島県民健康調査の概要について

本件原子力災害の被災者に対する健康調査は、被告国の支援

を受けた県民健康調査による対応のみであり、その概要は以下のとおりである。

ア 基本調査

全県民（約 202 万人）を対象とした放射線影響の推定調査（基礎調査）

イ 詳細調査の区分

（ア）甲状腺検査・・・18歳以下の子ども（約37万人）を対象とした継続的な甲状腺超音波検査

（イ）こころの健康度・生活習慣に関する調査

・対象者は、避難区域等（平成23年3月11日に警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に指定された市町村及び特定避難勧奨地点の属する区域）に住居登録があった住民及び基本調査の結果必要と認められた者

（ウ）妊産婦に関する調査

・対象者は、平成22年8月1日～平成23年7月31日の母子健康手帳申請者

・調査方法は、対象者に対する質問紙調査

（3）県民健康調査の誤り（違法性）について

以上のような県民健康調査の誤り（違法性）を指摘すれば、以下のとおりである。

ア 基本的に「高度の注意義務」違反の誤った考え方に基づく検査であること

「高度の注意義務」の観点から、被ばく影響の不確実性を見据えた予防的対応が不可欠であるのに、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくリスクの否定により、100ミリシーベルトを低線量被ばく影響の「しきい値」とした検査しか実施して

いない。

イ 検査の対象範囲等を、次のとおり極端に限定する誤った検査であること

- ① 被ばくの程度・・・「 $1\text{ mSv} / \text{y}$ 」の権利性を完全に否定し、被告国の避難指示の基準である $20\text{ mSv} / \text{y}$ を基準としている。
- ② 対象者の範囲・・・年齢制限なしで実施すべきであるのに、基本調査以外のどの調査でも、上記のとおり対象者の範囲を18才、避難区域の住民等極端に限定している。
- ③ 検査項目の範囲・・・被ばくの影響の観点からの調査は、18才以下の甲状腺がんのみに限定している。
- ④ 検査結果の有効活用・・・被災住民自身による健康判断に資する視点が欠如している。

ウ 被ばく者が県民健康調査以外の民間等における医師の検査を受けることを違法にも妨害していること

(ア) 県民健康調査の実施者である山下俊一・鈴木眞一両氏が、平成24年1月16日付けの日本甲状腺学会の会員医師に対し、「日本甲状腺学会 会員の皆さまへ」と題する通知文書を発出していたが、その趣旨・内容は、自分たちが実施している県民健康調査の判定結果が絶対であることを前提として、民間医療機関の医師から異なった検査結果が出されることを恐れてこれを抑制しようとしたものであると解される。

(イ) 現に、深川市立病院内科医師・松崎道幸氏が、2012年5月19日付で、県民健康調査の甲状腺検査の問題点について

て自らの所見を明らかにした上で、次のとおり、抗議の意見書を公表している。

「以上の所見に基づくならば、山下俊一氏が、全国の甲状腺専門医に、心配した親子がセカンドオピニオンを求めて来ても応じないように、文書を出していることは、被ばく者と患者に対する人権蹂躪ともいうべき抑圧的なやりかたと判断せざるを得ない。」

第2章 第15準備書面の総括

原告第15準備書面において主張した準備段階から第3期までの各段階における被告らの責任の要点は別記のとおりであり、以下において、この要点を踏まえた第15準備書面の総括を述べる。

第1 各段階相互の関係について

- ① 第1期及び第2期における責任については、事前準備段階における対策不備の影響が及んでいたことは否定できない。
- ② しかし、同時に、かかる事前準備不備の中でも、被告らは、被災自治体及び住民対策を実施し得る態勢を相応に有していたことも到底否定できないことは明らかである。
- ③ 被告らの第3期における責任は、初動対応段階の第1期及び第2期における混乱状態が概ね解消した後における責任である。したがって、第3期前における責任の影響によるものではない。

第2 各段階における責任の態様とその構造的要因

1 責任の態様

- (1) 事前準備段階並びに第1期及び第2期における責任

基本的には「不作為」責任であるが、故意に近い重大な過失による責任である。

(2) 第3期における責任

基本的には「作為」責任であって明らかな故意による責任であり、かつ、その実態は、後述するように、国家組織的な職権濫用罪ともいうべき責任である。

2 構造的要因

「原発安全神話」は原子炉の安全に関する安全神話であり、「低線量被ばく安全神話」は被ばくの健康への影響に関する安全神話であり、その神話の場面は異なるが、いずれも非科学的な「神話」に基づくものであり、かつ、その構造的要因は、既に原子力災害の未然防止義務違反について述べたところと全く同じであり、その要点は次のとおりである。

- ① 内容面・・・「住民の安全」より「原発稼働」を最優先とするというものであって、その本質は基本的人権の無視、蹂躪である。
- ② 組織・態勢面・・・地元自治体・住民の排除
- ③ 責任面・・・誰も責任を追わないこととする無責任体制

第3 被告東電の責任及び被告国の責任との関係

1 被告東電の責任

原告が主張している被告東電の責任は、以下のとおりである。

- ① 事前準備段階
 - ・推進本部予測に基づく複合災害対策の不備
- ② 第1期

・ベント実施に関する責任であるが、具体的には、原子力災害合同対策協議会不開催の代替措置としての、被災自治体・住民との関係における次の責任である。

・ベント実施に伴う避難に必要な情報を双葉町に伝達しなかった責任

・ベント実施に際し双葉町民の安全確認（避難状況確認）及び迅速、適切な救護等をすべき義務があったのに全く行わなかった責任

③ 第2期

・原子力災害合同対策協議会不開催の代替措置としての、応急対策上必要な情報の収集、活用、伝達についての責任

2 被告東電の責任と被告国の責任との関係

(1) 被告国が、被告東電に対し、原子力災害対策上果たすべき役割

① 被告東電の原子力発電所事故により、広範囲の地域が公衆の線量限度「 $1\text{ mSv}/\text{y}$ 」を遙かに超えた高濃度の放射性物質によって汚染されるとともに、膨大な数の住民が「 $1\text{ mSv}/\text{y}$ 」を超える被ばくによる被害を受けることとなった。そして、これらの地域において「 $1\text{ mSv}/\text{y}$ 」を越える被ばくを受けた住民には、原子力災害による被ばく者として、被告東電に対し、損害賠償を請求する権利が発生し、被告東電には、その賠償を行う義務が発生する。

② この場合における被告国の責務は、被告東電に対する規制権限を行使して、その違法行為についての行政上の制裁等の措置を講じるとともに、誠実に損害賠償の義務を履行するよ

う指導、監督することである。

(2) 被告国が、被告東電に対し、実際に果たした役割

- ① 被告国には、上記のような責務があったにもかかわらず、実際に果たした役割は、「低線量被ばく安全神話」を作出して、被ばく自体による損害は100mSv/y以下ではあり得ないとして、被害の発生を否定して被ばく者の自己責任に転嫁し、被告東電を擁護する等の役割である。
- ② 刑法第193条は、「公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨害したとき」は、職権濫用罪に該当すると規定している。そして、被告国は、国対策本部等の国家組織を挙げて、この職権濫用罪を犯しているのであって、一公務員としてではない国家的犯罪に該当すると解さざるを得ない。
- ③ 被告国と被告東電の間には、歴史的に構造的な原発推進上の緊密な連携関係が認められ、そのために、被告国は、被告東電の責任を問題にすれば自らの責任も問題とせざるをえないという構造的矛盾を抱える構図となっており、その結果、本件事故への対応においても、組織を挙げてその権限を濫用してまで被告東電を擁護し、被告東電は被告国の陰に隠れつつその不正な恩恵を享受するという、原発推進上の構造的な連携関係にあったと解する以外にない。

第4 過去の教訓から学ぶことを拒否する被告国の原発行政と被告東電の事業経営の教訓について

- 1 1999年JCO事故の教訓並びにその教訓に基づき実施された組織及び法制度の大改革について

(1) JCO事故の教訓の要点

JCO事故調査の報告書が、「絶対安全」から「リスク評価」への意識の転回と指摘していたことは既述のとおりであるが、加えて、同報告書は、「委員長所感（結語にかえて）」において、委員長である吉川弘之・日本学術会議会長が、次のとおり指摘している。

「長期的視野に立って原子力行政を考えると、これらの矛盾ないし二律背反を解決することは重要なことである。ことに、安全性と効率性の矛盾を解決しない限り原子力の将来性はないというべきであろう。」

(2) 上記教訓に基づき実施された組織及び法制度の大改革について

ア 組織改編

経済産業省の外局である資源エネルギー庁の特別の機関として保安院等を創設

イ 炉規法の改正により、次のとおり原子力安全規制の抜本的な強化が図られた。

① 原子力施設のハード面に係る規制の強化

② 原子力施設のソフト面に係る規制の強化

- ・保安規定の遵守状況についての定期的なソフト検査の実施
- ・原子力保安検査官の主要施設への配置

③ 現場における安全文化を高めるための規定の整備

ウ 原子力災害対策特別措置法の制定により、次のとおり原子力災害対策の抜本的な強化が図られた。

① 初動動作の迅速化

② 現地体制の強化

- ・原子力災害合同対策協議会を組織して一元的な対応を行う。

・現地に原子力防災専門官を常駐させ、平常時は地方自治体、事業者に指導、助言を行うとともに、緊急時には初動対応を行う。

③ 事業者の責務・役割の明確化

3 被告らの上記の教訓並びにこれに基づき実施された組織及び法制度の大改革への対応状況

① 被告国及び被告東電は、本件事故前までにおいては、上記の教訓並びにこれに基づき実施された組織及び法制度の大改革を形骸化して、地元自治体・住民に対し、従前どおりの「絶対安全」を維持し続け、その結果として、吉川委員長が「原子力の将来性はない」と指摘したとおり、本件事故を惹起するに至ってしまった。

② しかるに、被告らは、本件事故後においては、深刻に反省するどころか逆に居直って、被災自治体・住民を公然と排除しつつ、新たな「低線量被ばく安全神話」を作出して、本件原子力災害の被害範囲を 1 mSv/y によってではなく 20 mSv/y によって判断すれば足りるとすることとして、 20 mSv/y 以下の被害を切り捨てるなどして、ただでさえ深刻な原子力災害の上にさらに深刻な二次被害を加えるという暴挙に及んでいる。

③ 以上は、JCO事故の教訓についてであるが、被告らは、それ以外にも、次のような事態についての教訓もことごとく形骸化していたことは、既に原告が、本訴訟において、種々指摘しているところである。

・1993年北海道南西沖地震津波（奥尻島津波被害）

・ ・ 7 省庁手引の発出

- ・ 1 9 9 5 年阪神淡路大地震 ・ ・ 地震調査研究推進本部の設置
- ・ 2 0 0 2 年発覚の検査不正問題
- ・ 2 0 0 7 年柏崎 ・ 刈羽原発事故

4 結語

被告らの本件原子力災害への上記のような違法な対応状況は、過去における教訓を受け入れることを拒否し、あらゆる大改革を形骸化していることを意味しており、被告らの過去における事故対応と比較しても、最も不条理で悪質な対応であると解さざるを得ない。

(別記) 被告らの事前準備段階～第3期における責任の要点

1 事前準備段階・・・推進本部予測を「想定外」とした上での、次の事前準備不備の責任

- ① 複合災害・・・不想定
- ② 防災指針の見直・・・不実施
- ③ S P E E D I 等予測システム及び環境モニタリング・・・不整備
- ④ 防災訓練・・・形骸化

2 第1期・・・ベント決定に際しての次の責任

- ① 原子力災害合同対策協議会・・・不開催
- ② 避難指示区域・・・不拡大
- ③ ベント情報・・・不伝達
- ④ 住民の避難状況の確認・・・不確認

3 第2期・・・放射能汚染状況下における次の責任

- ① 原子力災害合同対策協議会・・・不開催
- ② 汚染状況に関する情報・・・不伝達
- ③ 避難指示区域・・・不拡大
- ④ 安定ヨウ素剤の服用指示・・・不指示

4 第3期

(1) 被告国が、「1ミリシーベルト」の権利性を超法規的(違法)に否定する次の応急対策を実施したことについての責任

- ① 避難基準の 20 mSv/y 化による応急対策の実施を、「 1 mSv/y 」の権利性を否定することを前提に実施
- ② 20 mSv/y 以下の区域への帰還の強制、促進政策の実施
- ③ 初期の被ばく放射線量の測定等における低線量被ばくリスクの無視
- ④ 健康診断等の医療対策としての「県民健康管理調査」におけ

る低線量被ばくリスクの無視

(2) 被告国が、加害者責任を不問に付すことを目的又は内容とする次の応急対策等を実施したことについての責任

- ① 長期避難者への生活支援を災害救助による支援程度にとどめたこと
- ② 中間貯蔵施設の設置場所を双葉町等に押し付けたこと
- ③ 被告国（原子力損害賠償審査会）が、公衆の線量限度としての $1 \text{ mSv} / \text{y}$ の権利性を否定し、かつ、被告東電の過失責任の否定を前提とした内容の指針を定めたこと